

条件明示書

1 積算基準等について

本設計業務の積算基準については、「土木設計業務等標準積算基準（令和2年8月 広島高速道路公社）」によるものとする。

技術者等の労務単価は「設計業務委託等技術者単価」（令和3年度単価）によるものとする。